

<p>2項において準用する場合を含む。)の 規定による請負代金の支払 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の 工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>		○				○	総合事務所長																						
<p>30 同規則第30条第2 項の規定による前金 払いに係る認定</p>						○	総合事務所長																	○	地方県土整備 局長				
<p>31 同規則第31条第2 項の規定による請負 代金の前金払い (一) 請負対象総計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象総計 金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>		○				○	総合事務所長																		○	地方県土整備 局長			
<p>32 同規則第32条第1 項の規定による工事 の仕入れ部分等の確 認</p>						○	総合事務所長																		○	地方県土整備 局長			
<p>33 同規則第33条第4 項の規定による請負 代金の前金払い (一) 請負対象総計 金額が1億円以上 の工事に係るもの</p>		○																											
<p>2項において準用す る場合を含む。)の 規定による請負代金 の支払 (一) 請負対象総計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象総計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 鳥取地方県 土整備局及び八頭 地方県土整備 局の所管区域の 自然公園に係る もの (2) 鳥取地方県 土整備局及び八頭 地方県土整備 局の所管区域の 都市公園に係る もの (3) (1)及び(2) 以外のもの</p>		○				○	総合事務所長																						
<p>30 同規則第30条第2 項の規定による前金 払いに係る認定 (一) 鳥取地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の所 管区域の自然公園 に係るもの (二) 鳥取地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の所 管区域の都市公園 に係るもの (三) (一)及び(二) 以外のもの</p>			○																						○	地方県土整備 局長			
<p>31 同規則第31条第2 項の規定による請負 代金の前金払い (一) 請負対象総計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象総計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 鳥取地方県 土整備局及び八頭 地方県土整備局の 所管区域の自然公 園に係るもの (2) 鳥取地方県 土整備局及び八頭 地方県土整備局の 所管区域の都市公 園に係るもの (3) (1)及び(2) 以外のもの</p>		○				○	総合事務所長																		○	地方県土整備 局長			
<p>32 同規則第32条第1 項の規定による工事 の仕入れ部分等の確 認 (一) 鳥取地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の所 管区域の自然公園 に係るもの (二) 鳥取地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の所 管区域の都市公園 に係るもの (三) (一)及び(二) 以外のもの</p>			○																							○	地方県土整備 局長		
<p>33 同規則第33条第4 項の規定による請負 代金の前金払い (一) 請負対象総計 金額が1億円以上 の工事に係るもの</p>			○																										

	(二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの								○	総合事務所長
	34 同規則第77条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの								○	総合事務所長
	35 略									
	36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの								○	総合事務所長
	37 略									
十三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成4年法律第88号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1及び2 略									
	3 同法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可								○	総合事務所長
	4 同法第9条第7項の規定による許可証の交付								○	総合事務所長
	5 同法第9条第8項の規定による従事者証の交付								○	総合事務所長
	6 同法第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の再交								○	総合事務所長
	(二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 鳥取県地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (2) 鳥取県地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (3) (1)及び(2)以外のもの								○	総合事務所長
	34 同規則第77条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 鳥取県地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (2) 鳥取県地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (3) (1)及び(2)以外のもの								○	総合事務所長
	35 略									
	36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 鳥取県地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (2) 鳥取県地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (3) (1)及び(2)以外のもの								○	総合事務所長
	37 略									
十三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成4年法律第88号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1及び2 略									
	3 同法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可								○	保健所長
	4 同法第9条第7項の規定による許可証の交付								○	保健所長
	5 同法第9条第8項の規定による従事者証の交付								○	保健所長
	6 同法第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の再交								○	保健所長

出の受理									
10 同条例第10条の11第2項の規定による動物取扱業者登録証の再交付								○	総合事務所長
11 同条例第10条の12の規定による動物取扱業者登録証の返納の受理								○	総合事務所長
12 同条例第10条の13の規定による動物取扱業者登録の抹消								○	総合事務所長
13 同条例第10条の15の規定による動物取扱業者登録の取消し等								○	総合事務所長
14 同条例第10条の16第1項の規定による動物取扱業者に対する届出								○	総合事務所長
15 同条例第10条の16第2項の規定による動物取扱業者に対する措置命令								○	総合事務所長
16 同条例第10条の16第3項の規定による公表								○	総合事務所長
17 同条例第10条の17第1項の規定による報告の要求又は事前施設等への立入調査等								○	総合事務所長
18 同条例第11条第1項の規定による特定動物の飼育許可								○	総合事務所長
19 同条例第13条第1項の規定による特定動物の飼育の変更の許可								○	総合事務所長
20 同条例第13条第5項の規定による飼育許可の変更の届出の受理								○	総合事務所長
21 同条例第13条第6項の規定による飼育許可の変更の届出の受理								○	総合事務所長
22 同条例第15条の規定による特定動物の飼育の廃止の届出の受理								○	総合事務所長
23 同条例第16条の規定による特定動物の飼育許可の取消し								○	総合事務所長
24 同条例第17条第1項の規定による野犬等の収容の命令								○	総合事務所長
25 同条例第18条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による飼主に対する野犬等を引き取るべき旨の通知及び飼主が申明して、野犬等に係る公示								○	総合事務所長
26 同条例第18条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による野犬等の処分								○	総合事務所長

出の受理									
10 同条例第10条の11第2項の規定による動物取扱業者登録証の再交付								○	保健所長
11 同条例第10条の12の規定による動物取扱業者登録証の返納の受理								○	保健所長
12 同条例第10条の13の規定による動物取扱業者登録の抹消								○	保健所長
13 同条例第10条の15の規定による動物取扱業者登録の取消し等								○	保健所長
14 同条例第10条の16第1項の規定による動物取扱業者に対する届出								○	保健所長
15 同条例第10条の16第2項の規定による動物取扱業者に対する措置命令								○	保健所長
16 同条例第10条の16第3項の規定による公表								○	保健所長
17 同条例第10条の17第1項の規定による報告の要求又は事前施設等への立入調査等								○	保健所長
18 同条例第11条第1項の規定による特定動物の飼育許可								○	保健所長
19 同条例第13条第1項の規定による特定動物の飼育の変更の許可								○	保健所長
20 同条例第13条第5項の規定による飼育許可の変更の届出の受理								○	保健所長
21 同条例第13条第6項の規定による飼育許可の変更の届出の受理								○	保健所長
22 同条例第15条の規定による特定動物の飼育の廃止の届出の受理								○	保健所長
23 同条例第16条の規定による特定動物の飼育許可の取消し								○	保健所長
24 同条例第17条第1項の規定による野犬等の収容の命令								○	保健所長
25 同条例第18条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による飼主に対する野犬等を引き取るべき旨の通知及び飼主が申明して、野犬等に係る公示								○	保健所長
26 同条例第18条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による野犬等の処分								○	保健所長

(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(四) 同条第9条第2項の規定による保証人の免責の認定		(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 東部総合事務所長	(四) 同条第9条第2項の規定による保証人の免責の認定	
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(五) 同条第9条第3項の規定による特別県営住宅の入居の取消し		(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 東部総合事務所長	(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(五) 同条第9条第3項の規定による特別県営住宅の入居の取消し	
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
(六) 同条第9条第4項の規定による入居可能日の通知		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 東部総合事務所長	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(六) 同条第9条第4項の規定による入居可能日の通知	
(七) 同条第9条の2の規定による同居の承認		(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 東部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
(八) 同条第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予		(七) 同条第9条の2の規定による同居の承認	
(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 東部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
		(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
		(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
		(八) 同条第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予	
		(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長

	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長	係るもの		○	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長			○	西部総合事務所長
	(九) 同条第4条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示						
	(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	鳥取地方県土整備局長
	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの		○	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの		○	西部総合事務所長
	(十) 同条第6条第2項の規定による特別県営住宅を使用し、旨の届出の受理						
	(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	鳥取地方県土整備局長
	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの		○	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの		○	西部総合事務所長
	(十一) 同条第7条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への承用の承認						
	(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	鳥取地方県土整備局長
	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの		○	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの		○	西部総合事務所長
	(十二) 同条第8条第1項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の承認						
	(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	鳥取地方県土整備局長
	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの		○	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの		○	西部総合事務所長
	(十三) 同条第23条の規定による特						
				(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○	日野総合事務所長

		別荘住宅の検査 (1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長		別荘住宅の検査 (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長
		(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長		(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長
		(十四) 同条第24条第1項の規定による特別県営住宅の明渡し請求	○			(十四) 同条第24条第1項の規定による特別県営住宅の明渡し請求	○	
		(十五) 同条第24条の3第2項の規定による身障車両の移動等の命令						
		(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長				
		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長				
		(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長				
		(十六) 同条第24条の5第2項の規定による特別県営住宅駐車場の使用者の決定						
		(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長				
		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長				
		(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長				
		(十七) 同条第24条の6第3項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の免除						
		(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長				
		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長				
		(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長				
		(十八) 同条第24条の16第4項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の猶予						
		(1) 東部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	東部総合事務所長				
		(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長				
		(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長				
		(十九) 同条第24条の18第1項の規定による県営住宅駐車場の使用者の資格を失った者等に対する特別県営住宅駐車場の明渡し請求	○					
七の二 鳥取 県特別県営 住宅管理規 則 昭和43 年鳥取県規	1	同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定に				七の二 鳥取 県特別県営 住宅管理規 則 昭和43 年鳥取県規	1	同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定に

<p>則第11号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>よる同居者の異動届の受理 (一) 東部総合事務所 の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所 の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所 の管轄区域に係るもの</p>								<p>○ 東部総合事務所 所長</p>																							<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>八及び九 略</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>十 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)に基づく住宅金融公庫からの受託業務</p>	<p>1 同法第23条第1項の規定による住宅金融公庫からの受託業務 (一) 同法第17条第1項第1号に規定する住宅の建設のための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 同法第17条第5項に規定する住宅の改良のための資金の貸付けに係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 同法第17条第10項に規定する産業労働者資金融通法(昭和28年法律第33号)第7条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 同法第17条第11項に規定する施設建築物等又は中高層建築物を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査</p>								<p>○ 東部総合事務所 所長</p>																							<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>則第11号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>よる同居者の異動届の受理 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所 の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所 の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所 の管轄区域に係るもの</p>								<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

		交付							
二 中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第286号)第2条の規定により知事の権限に属するものとされた中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に基づく事務	1 同法第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定による高度化事業計画の認定	○							
	2 同法第3条第1項の規定による高度化事業を実施する者からの実施状況の報告の徴収	○							
三 中小小売商業振興法施行令第2条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務	1 同令第9条第1項の規定による高度化事業計画の変更の認定	○							
	2 同令第9条第2項の規定による高度化事業計画の認定の取消し	○							
四 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成3年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による基本構想の承認	○							
	2 同法第6条第1項の規定による基本構想の変更の承認	○							
五 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第3項の規定による届出事項に係る公告及び縦覧	○							
	2 同法第6条第3項の規定による変更の届出に係る公告及び縦覧	○							
	3 同法第6条第6項の規定による基準面積以下とする届出に係る公告	○							
	4 同法第8条第3項の規定による市町村からの意見及び住民等の意見の概要の公告及び縦覧	○							
	5 同法第8条第4項の規定による県の意見の有無	○							
	6 同法第8条第6項の規定による県の意見の概要の公告及び縦覧	○							
	7 同法第8条第8項の規定による変更の届出事項に係る公告及び縦覧	○							
	8 同法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告	○							
	9 同法第9条第3項の規定による勧告の内容の公告	○							
	10 同法第9条第5項の規定による変更の届出事項に係る公告及び縦覧	○							

	4. 同法第10条第2項の規定による承認経営準備書の取消し	○							
	5. 同法第25条第1項の規定による事業環境整備計画の作成	○							
	6. 同法第26条第1項の規定による中継的支援機関の認定	○							
	7. 同法第27条第2項の規定による改善命令及び是認定の取消し等	○							
三 地方自治法施行規則(昭和22年省令第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第12条の3の2第1項の規定による新商品の生産により新たな事業分野の購取を図る者(以下「新事業購取事業者」という。)の認定	○							
	2 同規則第12条の3の2第3項の規定による変更後の実施計画の承認	○							
	3 同規則第12条の3の2第4項の規定による新事業購取事業者の取り消し	○							

四 略

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令(平成7年政令第298号)第6条の規定により知事の権限に属するものとされた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成7年法律第85号)に基づく事務	1 同法第4条第1項の規定による総合効率化計画の認定	○							
	2 同法第5条第1項の規定による総合効率化計画の変更の認定	○							
	3 同法第5条第2項の規定による総合効率化計画の認定の取消し	○							
	4 同法第7条第1項の規定による特定流通業務施設の承認	○							
	5 同法第21条の規定による報告の徴収	○							

企業立地課

一 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出の受理	○							
	2 同法第9条第1項又は第2項の規定による特定工場に関する届出	○							
	3 同法第10条第1項の規定による勧告に係る事実の変更命令	○							
	4 同法第11条第2項の規定による期間の短縮	○							
二 農耕地域工業等導入促進法(昭和46年法律	1 同法第4条第1項の規定による基本計画の策定	○							

	3. 同法第5条第2項の規定による承認経営準備書の取消し	○							
	4. 同法第9条第1項の規定による生産額又は対価が相当程度減少している旨の確認	○							
	5. 同法第9条第5項の規定による生産額又は対価が大幅に減少している旨の確認	○							
五 中小企業の創発的業務種の促進に関する法律施行令(平成7年法律第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による研究開発等事業計画の認定	○							
	2 同法第5条第1項の規定による認定研究開発等事業計画の変更の認定	○							
	3 同法第5条第2項の規定による認定研究開発等事業計画の認定の取消し	○							
	4 同法第10条第1項の規定による個人の特定中小企業者に係る事業開始後5年を経過していないことの認定	○							

六 略

七 低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第1項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の申請	○							
	2 同法第2条第6項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の解除又は区域変更の申請	○							

八 その他の事務

1 企業誘致に係る事務	○								
-------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>ものに係るもの (2) 契約金額の 5割以上の増を 伴うもの(変更 後の請負対象設 計金額が1億円 以上となる場合 に限る。) (3) (1)及び (2)以外のもの</p>	○					○	総合事務所長	<p>ものに係るもの (2) 契約金額の 5割以上の増を 伴うもの(変更 後の請負対象設 計金額が1億円 以上となる場合 に限る。) (3) (1)及び (2)以外のもの</p>	○						○	総合事務所長 地方農林振興 局長
<p>3 農林土木工事に係 る請負契約の締結を 随意契約の方法によ ることの決定(3の 2の場合を除く。) (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの</p>	○	○				○	総合事務所長	<p>3 農林土木工事に係 る請負契約の締結を 随意契約の方法によ ることの決定(3の 2の場合を除く。) (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの</p>	○	○				○	総合事務所長 地方農林振興 局長	
<p>3の2 農林土木工事 に係る請負契約の締 結を随意契約の方法 によることの決定(技術標準型の随意契 約の場合) (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>	○	○				○	総合事務所長	<p>3の2 農林土木工事 に係る請負契約の締 結を随意契約の方法 によることの決定(技術標準型の随意契 約の場合) (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>	○	○			○	総合事務所長 地方農林振興 局長		
<p>4 農林土木工事に係 る請負契約の締結の 決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>	○	○				○	総合事務所長	<p>4 農林土木工事に係 る請負契約の締結の 決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>	○	○			○	総合事務所長 地方農林振興 局長		
<p>5 農林土木工事に係 る土地、水面等の測 量及び調査 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 5,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 4,000万円以上 5,000万円未満の 工事に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 4,000万円未満の 工事に係るもの</p>	○	○	○			○	総合事務所長	<p>5 農林土木工事に係 る土地、水面等の測 量及び調査 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円以上 3,000万円未満の 工事に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円未満の 工事に係るもの</p>	○	○	○		○	総合事務所長 地方農林振興 局長		
<p>6 農林土木工事に係 る設計又は監督の委 託の決定 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事</p>	○							<p>6 農林土木工事に係 る設計又は監督の委 託の決定 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事</p>	○							

<p>の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合)において、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)。以下(三)及び(四)において同じ。が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

<p>)に係るもの (二) 請負対象総計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象総計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○ 総合事務所長
27及び28 略											
<p>29 同規則第96条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象総計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が1億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象総計金額を変更した場合に、変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの (二) 請負対象総計金額(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○ 総合事務所長 地方農林振興局長
<p>30 同規則第90条第2項の規定による前金払に係る認定</p>											○ 総合事務所長 地方農林振興局長
<p>31 同規則第91条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象総計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。)が1億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象総計金額を変更した場合に、変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの (二) 請負対象総計金額(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○ 総合事務所長 地方農林振興局長
<p>)に係るもの (二) 請負対象総計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象総計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○ 総合事務所長 地方農林振興局長
27及び28 略											
<p>29 同規則第96条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象総計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が1億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象総計金額を変更した場合に、変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの (二) 請負対象総計金額(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○ 総合事務所長 地方農林振興局長
<p>30 同規則第90条第2項の規定による前金払に係る認定</p>											○ 総合事務所長 地方農林振興局長
<p>31 同規則第91条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象総計金額(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。)が1億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象総計金額を変更した場合に、変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの (二) 請負対象総計金額(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										○ 総合事務所長 地方農林振興局長

<p>五 農作物共 済引受要綱 (昭和47年 47農経 B 第209号農 林省農林経 済局長通達)に基づく 知事の権限 に属する事 務</p>	<p>1 同要綱第2章第2 節第1の規定による 共済目的の種類等ご と及び組合等ごとの 単位当たりの取極量 の決定</p>	<p>○</p>															
<p>六 果樹共済 引受要綱 (昭 和56年56 農経 B 第 999号農林 水産省農林 局長通達) に基づく知 事の権限に 属する事務</p>	<p>1 同要綱第2章第1 節第1の規定による 共済目的の種類等ご との標準取極量の決 定</p>	<p>○</p>															
	<p>2 同要綱第2章第2 節第1の規定による 共済目的の種類等ご と及び組合等ごとの 単位当たり取極量の 決定</p>	<p>○</p>															
<p>七 知作物共 済引受要綱 (昭和54年 54農経 B 第33号農 林水産省経 済局長通達)に基づく 知事の権限 に属する事 務</p>	<p>1 同要綱第1章第3 節の規定による共済 目的の種類等ご及び 組合等ごとの単位 当たり取極量の決定</p>	<p>○</p>															
<p>八 農業協同 組合法 (昭 和22年法律 第132号) に基づく知 事の権限に 属する事務</p>	<p>1 同法第0条第15項 の規定による国等 の募集の取極の事 業の認可</p>	<p>○</p>															
	<p>2 同法第0条第18項 の規定による同法第 7項の事業の認可又 は事業内容等の変更 の認可</p>	<p>○</p>															
	<p>3 同法第0条第19項 の規定による信託業 務に係る事業の認可 又は信託業務の種類 等の変更の認可</p>	<p>○</p>															
	<p>4 同法第0条第20項 の規定による同法第 9項の事業の認可</p>	<p>○</p>															
	<p>5 同法第0条第24項 の規定による組合の 指定</p>	<p>○</p>															
	<p>6 同法第1条第1項 の規定による組合の 信用事業規程の取定 又は同法第3項の規 定による変更若しくは 廃止の承認</p>	<p>○</p>															
	<p>7 同法第1条の3第 1項の規定による組 合の同一人に対する 信用の供与等の額が 信用供与等限度額を 超えることの承認</p>	<p>○</p>															
	<p>8 同法第1条の3の 2に規定する組合と 特許関係者又はその 特許関係者に係る利 用者との間における 取引又は行為の承認</p>	<p>○</p>															
	<p>9 同法第1条の4第 1項の規定による組 合規程の取定又は 同法第3項の規定</p>	<p>○</p>															

